

# 「ASEAN 包括的投資協定（ACIA）修正議定書」 （非公式訳）

日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外調査部

2015年3月

- ❖ 本資料は、日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した非公式訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
- ❖ 本資料の利用に際しては、必ず原文に依拠いただきますようお願いいたします。
- ❖ 禁無断転載

## ASEAN 包括的投資協定（ACIA）修正議定書

ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、およびベトナム社会主義共和国の政府、東南アジア諸国連合（「ASEAN」）の加盟国、すなわち以後まとめて「加盟国」は

ASEAN 経済共同体（AEC）ブループリントに従った AEC のもとでの経済統合の目的を達成するため ASEAN において自由かつ開かれた投資レジームを創出することをめざして、2009年2月26日に署名された ASEAN 包括的投資協定（以後「ACIA」という）を想起し

ACIA の第 9 条（留保）および第 10 条（約束の修正）に明確さを与え、また以後の改定もしくは修正に従って各加盟国の留保リストに変更を実施するための実効性のある制度を採用する必要性を認識し、また

ACIA 第 46 条（改定）が、ACIA の条項は加盟国の書面による相互に合意した改定を通じて修正できることを定めていることに留意し

以下のとおり合意した。

### 第 1 条 ACIA 第 9 条（留保）の改定

第 9(4)条は以下のとおり読むように改定するものとする。

「4. 各加盟国は、AEC ブループリントの戦略的予定表の 3 段階に従って、別表で特定した留保を縮小または撤廃するものとする。」

### 第 2 条 ACIA 第 10 条（約束の修正）の改定

1. 第 10(1)条は以下のとおり読むように改定するものとする。

「1. 本協定の発効日から 12 ヶ月の期間、各加盟国は、他の加盟国の投資家およびそれらの者による投資に対する適用の見込について、いかなる措置を採る

ことも、また第 9 条（留保）に基づき別表で定めた留保事項についての修正もすることができる。ただし、それらの措置もしくは修正は、現存の投資家および投資に対する阻害効果を有してはならない。」

2. 以下の新たな項を、第 10(4)条の後に挿入するものとする。

「5. 本条項に従った約束および留保の改定または修正の一切は、付属書 3（留保の改定または修正の手続）で定める手続に従うものとする。」

### 第 3 条 ACIA 第 42 条（制度的取決め）の改定

第 42(3)条は以下のとおり修正するものとする。

1. 以下の新たな号を、(d)号の後で挿入するものとする。

「(e) 本協定の留保リストを更新し承認すること。」

2. 現存の(e)、(f)、(g)および(h)の各号はそれに応じて番号を振り直す。

### 第 4 条 ACIA に対する付属書 3 の挿入

以下を付属書 3 として挿入するものとする。

「付属書 3 留保の改定または修正の手続

1. 加盟国の、本協定別表中の留保に対する改定または修正は、以下のものについて行うことができる。

(a) 第 9(4)条に基づく留保の縮小または撤廃について

(b) 第 10(1)条に基づく本協定の発効日から 12 ヶ月以内の留保の修正について  
また

(c) 上記(b)号で言及した期間の満了後の、約束および留保の改定または撤回について。ただし、第 10(2)条に基づく交渉および合意に従う。

2. 上記 1(a)号および 1(b)号に基づく留保の改定または修正の手続は、以下のとおりとする。

(a) 自国の留保の改定または修正を意図する加盟国（以下「修正する加盟国」という）は、投資調整委員会（CCI）に通知を提出し、その写しを ASEAN 事務局に提出するものとする。その通知は、提案の詳細、たとえば全部もしくは一部を改定もしくは修正する留保、および提案する変更の正確な性質を含む。その通知の書式は別紙 1 として添付している。

(b) 修正する加盟国は、その通知に、付記草案および提案した改定もしくは修正を含む留保草案を添付するものとする。付記草案の書式は、別紙 2 として添付している。

(c) 他の加盟国は、その通知を受領した日から 10 日以内に、提案された改定または修正についての説明を求めることができる。

(d) 修正する加盟国は、その要求を受領した日から 5 日以内に、他の加盟国が求める追加情報または説明を提供するものとする。

(e) CCI は、その通知を受領した日から 30 日以内に次の会合までの間か、または次の会合においてか、そのいずれか早い時期に、提案された改定または修正について協議し、適宜、明確化および具体化のため、改定または修正された留保の表現の改善について意見交換をすることができる。

(f) CCI は、その協議および意見交換を終えた後、その協議の完了後 5 日以内に、次の会合までの間か、または次の会合においてか、そのいずれか早い時期に、提案された改定もしくは修正についての報告書と、付記および留保草案を含めたものを、ASEAN 事務局長を通じて、AIA 理事会の承認を得るため提出するものとする。

(g) 改定もしくは修正およびそれについてなされた説明は、CCI および AIA 理事会が、そのそれぞれの次の会議において注記するものとする。

(h) その改定または修正された留保は、他の加盟国からのその改定または修正についての承認書面の最後のものを ASEAN 事務局長が受領した日に発効するものとする。

(i) AIA 理事会による承認、付記、および修正する加盟国の改定または修正された留保は、ASEAN 事務局長に預託するものとし、事務局長は直ちにその認証された写しを各加盟国に交付するものとする。

3. 上記 2 項で定めた条項は、1(c)号に基づく約束および留保の修正もしくは撤回に、以下の追加手続を加えて準用するものとする。

(a) 修正もしくは撤回についての通知を受領した日から 30 日以内に、自らの利益が影響を受けると考える加盟国は、書面で、修正する加盟国に対して、協議もしくは交渉に関与する意思を伝達し、その写しを ASEAN 事務局に提出するものとする。ASEAN 事務局はまた、他の加盟国に、その意思を通知するものとする。

(b) 関係する加盟国は、3(a)号に基づく意思表示がなされた日から 45 日以内に、合意に達する目的をもって交渉するものとする。

(c) 交渉が完了した時に、関係する加盟国は、その結果について合同報告書を作成するものとし、それは補償的調整についての条項を含めることができる。修正する加盟国はその報告書を CCI に提出するものとする。

(d) 3(c)号に基づく合同報告書を受領した後、CCI は、5 日以内に次の会合までの間か、またはその次の会合か、いずれか早い時期に、改定または修正された留保について、適宜、明確化および具体化のため、改定または修正された留保の表現の改善について協議を開始し、または意見交換をするものとする。

(e) その後、手続は、上記 2(f)号、2(g)号、2(h)号および 2(i)号に基づき定めるとおり継続するものとする。

4. AIA 理事会は、加盟国の要求により、本付属書で定める手続を見直すことができる。CCI は、AIA 理事会の指示により、見直しを開始し、AIA 理事会にその勧告を提出するものとする。AIA 理事会が承認した時に、その手続は改定されるものとする。」

## 第 5 条 移行条項

ACIA 第 10(1)条に従ってなされた留保のすべての修正で、カンボジアの Siem Riep で 2012 年 8 月 27 日付 AEM-15<sup>th</sup> AIA 理事会において AIA 理事会が承認したものは、その日から発効したとみなすものとする。

## 第 6 条 最終条項

1. 本議定書は ACIA の統合された一部をなし、全加盟国が、ASEAN 事務局長に対して、本議定書発効のための国内手続を完了したことを通知し、または必要に応じて、その批准または承認の文書を事務局長に預託した後に、発効するものとする。
2. ASEAN 事務局長は、1 項で言及した通知、または批准もしくは承認の各文書の預託について、全加盟国に直ちに通知するものとする。
3. 本議定書は ASEAN 事務局長に預託され、事務局長は直ちにその認証済の写しを各加盟国に交付するものとする。

上記の証明として、それぞれの政府から適正に授権された以下の署名者は、ASEAN 包括的投資協定を修正するため本議定書に署名した。

ミャンマー-Nay Pyi Taw 2014 年 8 月 26 日、英語の単一の原本にて

ブルネイ・ダルサラーム

**LIM JOCK SENG**

外務貿易第二大臣

カンボジア王国

**SUN CHANTHOL**

上級大臣、商業大臣

カンボジア開発理事会副議長

インドネシア共和国

**MUHAMMAD LUTFI**

貿易大臣

ラオス人民民主共和国  
KHEMMANI PHOLSENA  
商工大臣

マレーシア  
MUSTAPA MOHAMED  
国際貿易産業大臣

ミャンマー連邦共和国  
KAN ZAW  
国家計画経済開発大臣

フィリピン共和国  
GREGORY L. DOMINGO  
貿易産業長官

シンガポール共和国  
LIM HNG Kiang  
貿易産業大臣

タイ王国  
CHUTIMA BUNYANPRA PHASARA  
商業大臣付常任長官

ベトナム社会主義共和国  
VU HUY HOANG  
商工大臣

ACIA 留保リストの改定または修正の通知
修正する加盟国
通知日
修正する留保の番号
修正するセクターおよび／またはサブセクター
修正の種類または性質
修正の理由
措置の典拠（写し提出可）



別紙 2  
付記

国 XXXX/RL NO:XX/Rev.xx  
日/月/年 [XX/XX/XX]

国 : XXXX

ACIA 別紙  
付記 1

(英語版のみが真正)

この文は、国 XXXX の ACIA 留保リスト番号 X、XX および XXX を置き換える。

(改定または修正の説明)